別記様式（第３条関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用者番号：

令和８年度

生涯学習施設利用者登録票

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

生涯学習施設を利用したいので、裏面の事項を遵守することを約し、下記のとおり登録を申し出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１　団体について** | | | | | | |
| フリガナ  団　体　名  （個人の場合　氏名） |  | | | | 設立年月日 |  |
| 代　表　者 | 住　所 |  | | | | |
| フリガナ 氏　名 |  | | 電話番号 |  | |
| 団体の形態 | Ａ．市民団体 Ｂ．NPO法人 Ｃ．法人（　　　法人） Ｄ．事業所　 Ｅ．個人 Ｆ．その他（　　　　　） | | | | | |
| 団体（個人） の活動内容 |  | | | | | |
| 構　成　員 | 人（会員として登録している人数） | | | | | |
| **２　団体の活動について** | | | | | | |
| 当施設における  利用目的 | （具体的にお書きください。）  【確認事項】国、地方公共団体その他公共団体からの委託事業実施予定　有・無　※１ | | | | | |
| 参加者数 | 約　　　　人　（１回当たり） | | | | | |
| 参加者の内訳 （複数回答可） | Ａ．メンバー全員　Ｂ．有志のみ　Ｃ．役員・世話人のみ　Ｄ．不特定者にも呼びかける | | | | | |
| →Ｄの場合　・対象（　　　　）　・方法（　　　　　）　・参加費　　　　　円/人※２ | | | | | |
| 施設利用 | （１）主として活動する生涯学習施設名 | | | | | |
| （２）利用希望 | | | | | |
| Ａ．毎週（隔週）　曜日（毎月　 回） | | 利用時間帯： 午前・午後・夜間  　　　　　　　　　　　　　（いずれかに○） | | | |
| Ｂ．年に 　　回 | |
| （３）利用希望の部屋の種類： （複数回答可） 　　Ａ．会議室　Ｂ．音楽室　Ｃ．調理室　Ｄ．和室　Ｅ．工作室　Ｆ．ホール 　　Ｇ．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| （４）会費（いずれかに〇） | | | | | |
| Ａ．１回当たり　　　　　　　　円/人　（参考：年当たり　　　　　　　　円/人）  **該当するものすべてに〇** | | | | | |
| →支出内訳：施設使用料・材料費・講師謝礼・その他（　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | |
| Ｂ. 会費はないが、施設使用料を頭割りする | | | | | |
| Ｃ．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　） | | | | | |
| （５）講師について（いずれかに〇） | | | | | |
| Ａ．外部から招く（　 　　円/回）→（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  **１時間当たり4,000円を超える場合の理由** | | | | | |
| Ｂ．メンバーが担当（メンバーに謝礼を払っている場合は８条３号団体として認定できません。） | | | | | |
| Ｃ．特にいない | | | | | |
| 団体情報の公開 | メンバーの募集等のため、ホームページや施設等で団体情報の公開を希望しますか？  →　希望する　　・　　希望しない　　（いずれかに〇） 施設からの問い合わせ先：氏名　　　　　　　　　　　電話番号 | | | | | |
| 備　　　　考 |  | | | | | |
| ※１　国、地方公共団体その他公共団体からの委託事業により施設を利用する場合は静岡市生涯学習施設条例第８条第１号に該当するため  一般団体の使用料を徴収しますので利用の際に必ずお知らせください。  ※２　不特定の者を対象として費用を徴収して生涯学習活動を行おうとするときは、利用時までに予算書及び決算書を御提出いただきます。 | | | | | | |



（裏面）

**生涯学習施設御利用に当たってのお願い**

**御利用に当たっては、学習活動を通じて地域の交流及び連携を図り、もって市民主体のまちづくりを推進するとともに、生涯学習施設が実施する事業等に積極的に協力するよう努めてください。**

**１　皆様に気持ちよく御利用いただくため、次のことをお願いします。**

（１）施設を利用する際には、利用許可書をお持ちください。

（２）施設を使用後は、もとの状態にお戻しください。ごみの持ち帰りと清掃もお願いします。

（３）施設や備品に故障や破損があった場合は、職員に連絡してください。

（４）管理上、職員が会場に立ち入る場合があります。

**２　施設内では、次の行為などは行うことができませんので御注意ください。（登録後も同様です。）**

（１）公の秩序を乱したり、善良の風俗を害するおそれがあるようなこと。

（例）①　指定の場所以外で飲食し、又は火器を使用すること。

　　　　　②　他人の迷惑となるような行為をすること。

（２）特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として施設を利用しようとすること。

（例）①　布教活動、信者の教化育成を主たる目的として施設を利用しようとするとき。

②　冠婚葬祭、宗教上の式典（儀式）その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。

（３）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として施設を利用しようとすること。

（例）①　特定の政党及び特定の選挙の候補者等を支持し、又はこれに反対することを主たる目的として施設を利用しようとするとき。（公職選挙法第161条に規定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を除く。）

　　　　②　政治上の主義を広め、又は推進し、若しくは反対するため不特定多数の市民を集めようとするとき。

（４）主として営利を図る目的で利用すること。

（例）①　販売促進会議その他の会議又は商品展示会その他物品の販売、宣伝又はこれらに類することを目的として施設を利用しようとするとき。

　　　　②　営利を目的として会員、社員又は代理店等を募集するために施設を利用しようとするとき。

　　　　③　業として私塾、興行等を行うことを目的として施設を利用しようとするとき。

　　　　④　必要経費を一定程度超える会費、参加費等を徴収して施設を利用しようとするとき。

（５）センターの管理上支障があるような利用をすること。

　　（例）①　危険なものや不潔なものを持ち込むこと。

　　　　　②　施設などを汚したり、傷つけたりするような行為をすること。

　　　　　③　施設内で、寄附などを受けること。

　　　　　④　許可を受けずに横断幕・旗などを掲示すること。

　　　　　⑤　許可を受けずに寄附を募ること。

**３　提出した生涯学習施設利用者登録票及び関係書類の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出てください。**

**４　利用者又は団体の都合により、部屋の利用等をキャンセルした場合、使用料の返還はできません。また、上記の事項に違反した場合も使用料の返還はできません。**

**５　８条認定団体（生涯学習団体）の認定期間は、当該認定の日からその日の属する年度の３月31日までです。また、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。**

（１）認定の要件を欠くに至ったものと認めるとき。

（２）申請内容に虚偽を発見したとき。